

一般社団法人 日本予防医学推進協会 会員規程

第1条（目的） この規程は、一般社団法人日本予防医学推進協会（以下、本協会という。）定款第2章(会員)の規定に基づき、本会の会員に関し会費等必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（入退会） 本協会への入会は、原則として既存会員の紹介を必要とし、所定様式による申込みにより代表理事の承認を得るものとする。尚、退会は任意で常時行うことができ、その旨の会員申出により自動承認される。

第3条（会員） 本協会の会員は次の3種類とする。

- (1) 一般正会員 当協会の目的に賛同して入会した者
- (2) 特別正会員 当協会の目的に賛同し、当法人の事業に積極的に関与することを主として入会した者
- (3) 名誉会員 当協会に功労のあった者、又は医学者若しくはそれに準ずる知見を有する学識経験者で、代表理事が推薦する者

第4条（会員年度） 会員在籍の規程年度（以後、会員年度という）は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、会員が任意退会または資格喪失しない限り毎年自動継続されるものとする。

第5条（会費） 本協会の会費は年会費制とし、会員の種類に応じて、次のとおり定めることとする。

一般正会員	10,000円 (法人・個人共通)	・本協会が行うサービスの提供（資料提供・相談・他） ・本協会主催セミナー・勉強会への参加
特別正会員	100,000円 (法人・個人共通)	・本協会が行うサービスの提供（資料提供・相談・他） ・本協会主催セミナー・勉強会への参加 ・当会員が独自開催するセミナーに対する本協会の後援協力 ・当会員の取扱製品・サービスの品質推奨認定付与（要審査）
名誉会員	免除	

第6条（会費納入） 初年会時は、入会と共に速やかに会費を納入することとする。次年度以降は会員年度内の任意退会申出が無く、会員年度終了の3ヶ月前時点で会員資格を有する者は、次の会員年度分の会費を納入しなければならない。会費納入は、会員年度終了の3ヶ月前までに本協会から会費の請求を受けたのち、本協会が指定する期日及び方法により会費を納入することとする。

第7条（中途入会） 会員年度の中途に入会した当該年会費は、入会承認月が上半期（4月から9月迄）の場合は年額の全額とし、下半期（10月から翌年3月迄）の場合は年額の半額とする。会費納入は本規定6条を準用する。

第8条（会員変更） 入会後も会員種類を変更することができる。事業年度の中途に会員種類を変更する場合は、第7条の規定を準用し上位会費の額から下位会費の額を控除した額を、当該事業年度における会費として納入する。尚、上位会費から下位会費に変更する場合には、その時点で発生する差額はこれを変換しない。

第9条（資格喪失） 本協会の名誉を毀損、若しくは本協会の目的に反する行為、又は会員としての義務に違反する等の除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の決議によりその会員を除名し、会員資格は喪失する。また、次の各号のいずれかに該当する場合に於いては、自動的に会員資格を喪失するものとする。

- (1) 会員個人が死亡し、又は会員法人が解散したとき
- (2) 会費を2年以上滞納したとき
- (3) その他、正当なる事由があるとき

第10条（会費返還） 任意退会及び除名・資格喪失した場合においては、既納の会費はいずれもこれを返還しない。

附則：本規程は、一般社団法人日本予防医学推進協会の設立登記完了日（令和3年3月4日）から施行する。